

# 2020「神戸の里親制度」PR インフォメーショングラフィックス制作業務仕様書

## 1 件名

2020「神戸の里親制度」PR インフォメーショングラフィックス制作業務仕様書

## 2 業務目的

市内だけでなく全国的にも認知度の低い「里親制度」について、本市では3年ほど前から、デザインやクリエイティブを活用して様々な広報を行っている。今回は、インフォメーショングラフィックス表現等を中心に、わかりやすく関心を持ってもらいつつ、世代を問わない汎用性の高いものを制作する。

市民の里親制度に対する関心を高め、相談件数を増やし、神戸市の里親登録数を増加させることを目的とする。

## 3 委託予定金額及び委託契約期間

### (1) 委託予定金額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（予定）

### (2) 委託契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 4 業務内容

### ○インフォメーショングラフィックスの動画制作

- ・複雑な里親制度を、わかりやすく興味を引くようなインフォメーショングラフィックスで、動画を制作すること。
- ・動画2本（30秒の動画1本を含む）を必ず制作すること。

### ○インフォメーショングラフィックス動画を活用した広報展開

- ・広報展開の手法については問わない。

#### 【具体例】

シネアド、デジタルサイネージ、CMなど

## 5 留意事項

- (1) 受託者は、プロポーザルでの提案内容をもとに本市と協議を行い、内容を決定する。
- (2) 業務遂行にあたっては、必要に応じて本市との打ち合わせを行い、確認及び修正指示の機会を設けること。なお、打ち合わせの回数については、委託契約締結後、本市と協議することとする。

## 6 その他事項

### (1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

この契約により制作される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に帰属するものとする。
- ② 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- ③ 著作人格権については、受託者に帰属するものとする。成果物を契約の範囲を超えて、加工・展開等する場合は、その都度了承をとる。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ神戸市と協議のうえ、承認を得ること。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

(6) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整理するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(7) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。